

総務省独立行政法人評価委員会 第9回統計センター分科会

1. 日 時 平成18年2月16日(木) 15:15~16:00

2. 場 所 総務省第2庁舎3階 第一会議室

3. 出席者

(分科会所属委員)

分科会長 堀部政男

分科会長代理 篠塚英子

委員 佐藤修三

専門委員 大場亨 小笠原直 小林稔 椿広計

(総務省統計局)

衛藤統計局長 田口総務課長 柴沼総務課企画調整担当補佐

山邊総務課情報管理専門官(企画調整担当)

(独立行政法人統計センター)

中川理事長 鈴木総務担当理事 鈴木製表担当理事 水口総務部長

小林製表部長 佐伯総務課長

4. 議 題

(1) 統計センターの中期目標及び中期計画の変更について

(2) 統計センターの役員報酬等の支給基準の変更について

(3) 18年度における統計センターの業務運営について

(4) その他

堀部分科会長 大変お待たせいたしました。先ほどまで6階で国勢調査の実施に関する有識者懇談会が開かれていまして、そこに出ていたものですから、今後国勢調査をどうするかということで、その方法等をめぐって大分議論が活発で、少し時間が延びてしまいました。

それでは、ただいまから第9回総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会を開催させていただきます。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

まずお手元の議事次第に従いまして、前回の分科会の開催以降、統計局の幹部の方々に人事異動がありましたので、事務局から紹介をお願いします。

それでは、柴沼補佐からお願いします。

柴沼企画調整担当補佐 それでは、事務局から紹介させていただきます。

まず、昨年8月に衛藤統計局長が着任しております。

また、同じく昨年8月に田口総務課長が着任しております。

田口総務課長 よろしくお願いいたします。

柴沼企画調整担当補佐 また、事務局の私も今月、2月1日から前任の福田の後にまいりました、柴沼と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

堀部分科会長 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題1、統計センターの中期目標及び中期計画の変更案ですが、この変更にあたりまして、主務大臣はあらかじめ評価委員会の意見を聞くことになっておりますので、分科会で審議していただきたいと思ひます。まず事務局から資料について説明をお願いしたいと思ひます。

山邊専門官、お願いします。

山邊情報管理専門官 それでは、事務局より資料をご説明させていただきます。

お手元の方に配布資料の一覧がございますように、今回、議題が4点ございまして、議題1で資料を5つご用意してございます。今回、9回目の分科会ということで、資料統分9、議題1-1というふうな枝番づけをさせていただいておりますが、9-1-1から5につきまして、これからご説明させていただきます。

資料の点だけご紹介させていただきますと、資料統分9-1-1とございますのが、今回、変更がございます中期目標の変更案でございます。同じく9-1-2が中期計画の変更案。それぞれの変更案を新旧対照表としてまとめてございますのが、資料統分9-1-3という、こちらの2枚ものがございます。主にこちらの方をごらんいただければと存じます。

そのほかに、今回の変更の背景事情がございますので、それぞれ9-1-4、9-1-5と、

総人件費改革関係、そして業務・システムの最適化関係と、そのような形で資料をつけさせていただいております。

それでは、早速ご説明させていただきます。今回の中期目標と中期計画の変更でございますが、各独立行政法人に共通する横断的な変更点が2点ございます。

1点目につきましては、資料9 - 1 - 4をごらんいただけますでしょうか。

昨年12月24日に閣議決定されました行政改革の重要方針で、総人件費改革の実行計画というものが示されてございまして、1点目はこれに基づくものでございます。私どもの方でこの資料に下線を引きまして、関係箇所がわかるようにさせていただいておりますが、これによりますと、主務大臣は、各独立行政法人について、国家公務員に準じた人件費削減の取り組みを行うことを中期目標において示すこととしております。また、その各独立行政法人はこの中期目標に従いまして、今後5年間で5%以上の人件費の削減を行うことを基本といたしまして、これらの取り組みを含む中期計画をできる限り早期に策定することとなっておりますので、今回、変更案をご審議いただきたいと思っております。

具体的変更案につきましては、資料統分9 - 1 - 3の新旧対照表の方で、こちらの横書きの2枚もののペーパーでございますが、ごらんいただけますでしょうか。

まず1ページ目の上のところで、改正案の項目の中でございますが、第2、業務運営の効率化に関する事項。1、業務運営の高度化・効率化に関する事項とございまして、この中は従来(1)、(2)まででございましたが、(3)として、今回の総人件費改革の関係の箇所をつけ加えさせていただいております。簡単に申し上げますと、センターは、「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて、国家公務員の定員の純減目標に準じ人員削減の取り組みを行うということをここで明記させていただいております。

なお、統計センターの今中期目標期間はご承知のように平成19年度まででございますので、ここであえてこの中期目標期間中である18年度及び19年度の2年間に於いて着実な取り組みを行うと、このような点を附則でつけさせていただいております。このような書きぶりは、このように中期目標期間がまたがる独立行政法人は共通の書きぶりとなっております。

統計センターが策定いたします中期計画の方ではどのように書き込まれているかと申しますと、1枚めくっていただいて、次の2ページ目に中期計画新旧対照表をつけてございます。ここも第1の1の中に従来は(2)、(3)まででしたが、この中に(4)というのを1つつけ加えてございまして、「行革の重要方針」を踏まえ17年度を基準として、18年度から22年度までの5年間で5%以上の人員の削減を実現するために、今中期目標期間の4年目、5年目に当

たる18年度、19年度の2年間で2%以上の人員の削減に取り組むと、このような点をここで決めさせていただいております。ここで2%以上となっておりますのが、5年間で5%、平均いたしますと年1%としまして、2%になるかと思えます。これについても、このような方針が示されたからというわけではございますが、統計センターとしても現在の業務について支障がないかどうか、そのあたりを慎重に試算した結果、このような取り組みは十分実行可能であるということで、策定案をまとめてございます。

さらに、このページの下の方で、中期計画の中で「別添」という箇所がございまして、ここで常勤職員数の期初と期末の人数を書いております。当初、期初953人から、期末902人までで、95%以下ということで計画してございましたが、今回、このような取り組みを踏まえて、また統計センターにおいても既に業務の効率化・IT化等を踏まえまして進めてまいりますので、そのようなこととおおむね6%程度達成できる見込みということで、こちらのように94%以下、そして期末の常勤職員数の見込みとしまして894人と、目標を上方修正するような形で変更させていただければとここで策定してございます。

また資料に戻っていただきまして、大きなもう一つのポイントがございまして、資料統分9-1-5という1枚もののペーパーをごらんいただけますでしょうか。

こちらのペーパーは、昨年の分科会でも前もってご報告させていただいておりますが、独立行政法人においても業務・システムの最適化を図っていこうということ、これも昨年6月29日に各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議というところで決定された業務・システム最適化実現方策に基づくものでございます。これによりまして、独立行政法人における年間のシステム運用経費、経常的な経費が1億円以上の業務・システムの最適化を実現するということで、取り組むべき事項ということで、原則として平成17年度中に中期目標に盛り込むということが決定されてございます。

これに基づきまして、具体の書きぶりがどのようなことになっているかと申しますと、恐縮ですが、再び9-1-3をごらんいただきますと、同じく第2の業務運営の効率化に関する事項の中に従来1と2しかございましたが、3として、「業務・システムの最適化に関する事項」という項をつけ加えさせていただいております。センターは、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」を踏まえ、国の行政期間の取り組みに準じ、主要な業務・システムに係る監査、刷新可能性調査を実施し、業務・システムの最適化を実現するための取り組みを行う。また、業務・システムに関する最適化計画については、平成19年度末までのできる限り早期に策定・公表と、このような形で変更させていただこうと考えております。

この中期目標に従いまして、今度、統計センターが策定いたします中期計画の案が2ページ目にございますので、そちらもごらんいただきますと、今申し上げた点をもう少し具体化してございまして、途中のところにございますように、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保、業務運営の合理化を実現するために、国の行政機関の取り組みに準じる形で刷新可能性調査等を通じ、平成19年度末までのできる限り早期に業務・システムに関する最適化計画を策定することとしてございます。その策定に当たっては、このような業務運営の効率化ですとか、合理化の効果とか目標を数値で明らかにいたしまして、またその最適化計画は速やかにインターネット等で公表すると、このような形で変更させていただければと思っております。

以上申し上げましたような中期目標・中期計画につきまして、本日ご審議いただきまして、その取りまとめた結果を、親委員会が来週24日金曜日にございますが、そちらに分科会長からご報告いただく予定でございます。

なお、統計センターで策定いたします中期計画について、最終的に財務大臣の協議が必要となっておりまますが、少々確認している事項がございますので、仮に変更等があった場合には、また改めてご意見をちょうだいしたいと思っておりますので、大変恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

堀部分科会長 ありがとうございます。

ただいま山邊専門官からご説明いただきましたが、以上の説明につきましてご意見、ご質問等をお出しいただきたいと思ひます。

佐藤委員 本当は閣議決定なので、小泉さんに聞かなければいけないのかもしれませんが、5%の根拠というのを何かお聞きになっていらしたら教えていただきたいのですけれども。

山邊情報管理専門官 申しわけございませませんが、資料が今手元にございませので、後日確認させていただきます。申しわけございませ。

堀部分科会長 いかがでしょうか。

篠塚分科会長代理 この5%の削減のところ、閣議決定で、最後のところにあわせて「給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し」と書かれていますのですが、この内容はどのようなものであるかという情報はどのぐらい入手しているのか教えてください。

山邊情報管理専門官 今般の行政改革の重要方針がございまして、その中では、給与構造改革といたしましては、地域の民間賃金の的確な把握ですとか年功的な給与上昇の抑制、勤務実

績の給与への反映拡大等を図る、そのようなことがうたわれているところでございます。そのほか、評価の仕組みと処遇のあり方の見直しを進めて、能力実績主義の人事制度の整備を推進、そのようなことがうたわれてございます。

篠塚分科会長代理 この閣議決定で決まっている内容というのは、要するに財政が非常に厳しいから減らしましょうということがかかってきているわけですから、努力して5年間に5%、それぞれいろいろなところでやってくださいということで、やむを得ず頑張るというので、みんな対応しているのだと思うのです。それに加えて給与構造改革まであしろうというものは、私はおかしいと思っているわけです。

例えば本当に2年間で2%という形で減らすという、私どもがここで努力しますということを書いたならば、その中身については常勤の方を減らしてパートの人をふやすような形で対応するとか、いろいろな形でそれぞれのところに独自の裁量権があるべきであろうと思います。ここで書かれているのは、あわせて給与構造の改革までしろということは、私はちょっと納得がいかないの、今のようなお答えだけではちょっとわからないなと思っています。

堀部分科会長 ご意見としてそういう表明があったという……。

小笠原委員 2点ほど確認ですが、まず一つは、この場合の5%というのは、これは結局5年間で17年度を基準にということですから、基本的にずっと減らなくても、最終年度で5%を達成すれば、これは極端な例ですけれども、それはできると。つまり、年間100で99の1%とか、そういうわけではないですから、5年間の中で全体として5%という理解でよろしいですね。これが1点目です。

もう一つは、そんなことはないのかもしれませんが、これは5年間でやるということですから、例えば5年間の間にインフレとかあっても、とにかくこの5%はやっていく。インフレ補正はないということで理解してよろしいのでしょうか。その2点です。

佐伯総務課長 統計センターの総務課長でございます。私の方からお答えさせていただきます。

5年間でという意味合いでございますけれども、これはおっしゃるとおり最終年度でその数が減っていれば、それで大丈夫ということでございます。

それからインフレというか、そういう給料が上がるような事情についてどうするのかというところなんですけれども、これについては人事院の方で仮に給料の引き上げの勧告等がございましたら、そのことによって統計センターの給料も上げたとしても、これについて考慮しないということにすると閣議決定の方に書いております。官民格差の分は、それはやむを得ない事

情ということで、抜かれております。

堀部分科会長 よろしいですか。

佐藤委員 あと、こちらのセンターの場合には、国勢調査という5年ごとの大きな山がありますがどのように考えたら良いのかと。ベースとして下げておけば良いということですから、ピークのときの対策がとれていればもっと下げて良いと思うのですが、それはどのようにお考えになったのでしょうか。

中川理事長 統計センター理事長でございますが、国勢調査の公表時期に合わせてピーク時にどの程度の人員がいるかというのをはじいた上で、5%程度減らしても大丈夫だろうということでございます。特に国勢調査のような周期調査というのは、正規の職員だけでは対応不可能でございますので、その期間は臨時に非常勤職員を増員したりして対処するというようなこともございまして、そういったものも含めて考えれば可能ではないかと。

なお、もう少し中長期的なことを言えば、今、民間開放とか市場化テストとか、いろいろ言われていますけれども、当方でもなるべく正規職員は高度な業務に特化して、比較的単純な業務はなるべく外に出していくというような方針で、今後のことを考えていこうというつもりでありますので、この5%にこだわらず、削減できるところはどんどん削減していきたいと思っております。

堀部分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

柴沼企画調整担当補佐 1点補足させていただいてよろしいでしょうか。

先ほど、給与構造改革についてのご指摘がございましたけれども、国家公務員の給与構造改革は昨年的人事院勧告に基づいて給与法等で法制化がなされたものでございます。それにつきましては、原資というか、給与の水準自体はトータルでは変えるものではなくて、同じ水準のもとで、例えば能力とか実績とか、そういったものをより反映した給与制度にしていくといった内容を相当程度含んだ内容になっております。独立行政法人は当然一定の経営の自律性がございまして、既に国に先んじてそういった取り組みをやっているところも多いという状況にはございますけれども、政府全体で改めて独立行政法人においてもこういった国の方針に準じた取り組みをやっていただきたいということを閣議決定したものです。当然、独立行政法人には、繰り返しになりますが、自律性がございまして、「準じた」といったような形で閣議決定がなされていると、そのように考えておりますので、1点補足させていただきます。

堀部分科会長 ほかにいかがでしょうか。

これまでに出了たご質問、ご意見、いろいろございましたが、重要なポイントをついていただいているのですけれども、この議題1の計画の変更(案)そのものについては、またさらに変更というご意見はなかったかと思います。これは決定していただかなければなりませんので、この統計センターの中期目標及び中期計画の変更(案)については、原案のとおり了承ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それではそのようにさせていただきます。

なお、中期計画につきましては、財務省に確認中の箇所があるとのことですので、修正があった場合には、文書開催により再度ご意見を伺うこととなりますので、よろしくお願ひします。これは先ほど山邊専門官からお話があったところであります。

それでは続きまして、議題2としまして、役員報酬基準の変更についてということで、統計センターから報告をお願いします。

佐伯総務課長 それでは、資料9-2-1から3に基づきましてご説明をさせていただきます。

9-2-1が概要でございますけれども、役員報酬の改定ということで、これは国の一般職の職員の給与と改定がございまして、そちらは0.3%の俸給の引き下げ、それから期末特別手当の0.05月分の引き上げと、こういう中身でございました。独立行政法人統計センターにつきましても公務員型の組織ということで、国の方の対応に準じまして、同様の取り扱いをさせていただきます。

役員報酬の改定の内容ということで、2のところに書いてありますが、一般職の指定職相当の給与を出しており、それぞれ0.3%の月額を引き下げを行っております。

それから期末特別手当につきましては、0.05月分の引き上げということでございます。

以上が常勤職員の報酬でございますけれども、非常勤の役員がおります。理事が1名、幹事が2名おります。こちらにつきましては日額の改定ということで、これも国の行政機関の一般職員に準じまして、100円の引き下げという形で改正をしております。この改正につきましては、昨年12月1日から施行ということにさせていただきます。

資料9-2-2は基準の改正の新旧対照表でございますので、右側に現行のもの、左側に改正したものを対照にする形で示しております。

それから9 - 2 - 3につきましては、通知文が職員の通知になっておりますので、後ほど差し替えさせていただきますが、12月1日付で役員の給与の支給基準についての変更につきまして竹中総務大臣の方に届け出をいたしております。

その資料についてはその次についておりますけれども、内容は重複いたしますので省略いたします。

以上でございます。

堀部分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等をお願いします。

特にないようですので、それでは、続きまして議題3としまして、18年度における業務運営につきまして統計センターから説明をお願いいたします。

佐伯総務課長 それでは、引き続きまして私の方からご説明をさせていただきます。

資料9 - 3 - 1でございますが、こちらは昨年11月に政策評価・独立行政法人評価委員会、いわゆる二次評価をやっておる総務省の方の組織でございますけれども、こちらの委員長の方から我々分科会の親委員会の熊谷委員長の方に出された意見ということでございます。これは二次評価をする委員会の方から一次評価をした委員会に対して出された意見ということでございますので、基本的にはこの委員会の方でご対応をお考えいただく事項でございますけれども、この意見を踏まえまして、統計センターの方でこういう点を変えていったら良いと考えた事項をご報告させていただきたいと思っております。

具体的には、1枚めくっていただきまして、別紙というのがございますが、こちらに統計センターの方に個別に指摘された事項が3点、それからその裏側に総務省の所管法人共通ということで指摘された事項が3点ございます。これにつきまして、資料9 - 3 - 2の方に意見のポイントを書き出しまして、それに対してセンターの方でどう対応するかということを中心にまとめておりますので、こちらを意見の方と見比べながらごらんいただければと思います。

まず1つ目、独立行政法人統計センターに対する個別の指摘事項の1つ目でございますけれども、9 - 3 - 2の1つ目の白丸になります。定量的な目標を計画等に明記しなさいというのがこの意見のポイントだと思いますけれども、これにつきましては、実は年度計画というのを毎年作成しておりまして、17年度は紙の使用量を5%減らそうと、そのような目標を立てたのですが、18年度につきましては、ほかに定量的な目標設定が可能なものがあればひ入れていきたいということで、紙の使用量というところではなく、できれば製表業務の投入量との関係で可能であれば入れていきたいと考えております。

それから2つ目の意見は個別の統計調査にかかる投入量が増加または減少している原因の把握・分析を踏まえ、他の統計調査においても必要に応じてその結果を活用するなど、適切な対応策をとるということです。これについては、各種統計調査に係る投入量の増加または減少している原因の分析を行いまして、その結果を踏まえて、他の統計調査においてもその結果を活用できるか否かという検討を実際の業務の中で進めておりますので、17年度事業報告書にその旨記載をしていきたいと考えております。

それから3つ目の意見は、業務全体、特にプログラム作業及びシステム開発等の業務について、民間との費用比較と一層の効率化・低コスト化の取り組みということですが、これについては試算値の算出を行うとともに、民間企業と比較するための情報収集に努めるために、工程管理システムというものをつくりまして日々の業務の記録をとっておりますので、そのようなものを使いながら試算値を出していき、それがすぐに外に出せるかどうかは分かりませんが、民間企業の同様の活動との比較ができるように情報収集を行い、その試算を適切なものにしていきたいと思っております。

それから所管法人共通事項ということで、平成18年度末で中期目標期間が終了する特定独立行政法人について、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取扱われるべきかということですが、これは端的に申し上げますと、公務員身分を引き続き与えるかどうかということでございます。統計センターにつきましては19年度末が中期目標期間の終了時期でございますので、本来であれば対象にはならないのですが、実は幾つかの法人につきましては前倒しを行う可能性があるという話がございます。前倒しして18年に見直しを行うということになりますと、その対応が必要になってこようかと思っておりますが、今のところどうなるかまだ確定はしておりません。

それから、その下のところでございますけれども、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定項目との関係や費用全体の削減状況を踏まえて把握すべきということですが、これにつきましては、このような内容の記述を17年度の事業報告書に載せていきたいと考えております。

それから、主要な業務ごとの財務状況を附属明細書のセグメント情報等で明らかにすべきということですが、統計センターの業務は製表という単一業務でありますし、ほとんどのお金は運営交付金で賄われているという事情もございましたので、単一セグメントということで、このところには該当しないと考えております。

それから最後のところでございますけれども、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針

2005」において独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした取り組みを通じ、当該法人に対する運営交付金等を見直すということですが、これにつきましては既に中期目標・中期計画の改定のところでご説明があったとおり、今後5年間で5%以上の人員削減に取り組むこととし、それを踏まえて中期計画の改定案をお示しし、ご了解いただいているところでございます。

非常に簡単でございますが、時間の関係もありますので、ご説明は以上で終わらせていただきます。

堀部分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見。

篠塚分科会長代理 2点質問があります。

まず1つは、所管法人共通の中の第1番目に指摘がありました、前倒しをして見直しを行うこともあり得るというお話でしたが、これはどこからこういう話がいつごろ出てきて、既に前倒しをして見直しを行う法人はどのくらいあるのかということと、なぜそうなったのかという背景についてお聞きしたいと思います。

2番目は、一番最後のところですが、当該法人に対する運営交付金等を見直すということに対して、この見解でよろしいのですが、根本的に財政上が非常に厳しくて、運営交付金をいろいろなところで見直さなくてはならないという方針に従って統計センターもこのような対処をしているのはそのとおりなのですが、そのときに、大前提であります国が必要とする統計そのものはどうなるのかという議論がどの程度なされた上で運営交付金の見直しということになったのか。私どもの関与しているところでは、とにかく人員削減5%以上やりますということは検討する答えにはなっているのですが、そのときに、前提となっている統計そのものは何ら当初計画されているもの、予定されている、しなければならないということに関しての変更はないものとしてみなしていいのか。そのことについてお考えを聞かせていただきたいと思っております。

以上2点です。

佐伯総務課長 まず1つ目の独立行政法人の見直しの関係でございますけれども、こちらは昨年末の行革の閣議決定、先ほどご説明がありましたけれども、その中で、19年度以降に中期目標期間が終了する独立行政法人についても幾つかは前倒しで見直しを早めにやりましょうということは決まっております。ただ、どの法人を対象にして行うかというところはまだこれから決められるということで、行政評価局なり国の行革推進事務局なりの方から決定がされれば

通知が来るということになります。ですから、これからの議論ということでございます。

それから2つ目の、今後5年間で5%以上の削減ということを決める際に、統計そのものはこれでいいのかというところの議論がされたかというお話でございますけれども、そこについては、もともと経済財政諮問会議という場で人件費の削減をしていこうという議論がされておまして、その中では個別の分野を取り上げてという議論はされておられません。ですから、言ってしまうと独立行政法人全体横並び的なことで、一律にということでは進んできたということでございます。ただ、運営交付金が減らされても、これまでの我々の製表、正確で迅速で信頼される統計をつくっていくというところは変えないでやっていきたいと考えております。

堀部分科会長 ありがとうございます。

椿委員 定量的な目標を計画等に明記するという点に関して今回の対処方針を示していたことは結構なことかと思うのですが、9-3-1の別紙の方では、むしろ定量的な指標の設定が困難な場合に、そのようなものを評価できるような仕組みをつくっていくような取り組みに努めるべきであるという一文が入っているわけですが、これに関しては何か中期的な計画はございますでしょうか。

佐伯総務課長 お答えいたします。

確かにそのような指摘がございまして、これについては事業報告書の中で定性的な、効率化のための取り組みを示し、努力の状況をいろいろ盛り込んで、いろいろやっているなというところをご報告したいというふうに考えております。

椿委員 これはいい指摘だと思うので、評価の仕組みというのはすぐに出てくるものではないと思いますけれども、そういう方向性の取り組みはお願いできればと思います。

堀部分科会長 よろしいでしょうか。

では続きまして、最近の独立行政法人をめぐる動向につきまして、事務局から説明をお願いします。

柴沼補佐、お願いします。

柴沼企画調整担当補佐 それでは、独立行政法人をめぐる最近の動向につきまして、幾つかご報告申し上げたいと思います。

まず1つ目は、先ほどまさにお話にも出ましたけれども、独立行政法人は中期目標期間が終了したところで見直しを行うということが、独立行政法人通則法によって仕組みとして定められておりますので、今まさに平成17年、16年度末に中期目標が終了する法人につきましては、そのような見直しが行われたということでございます。それが資料9-4-1の方にございま

す。恐縮ですが、そちらをごらんいただけますでしょうか。

この見直しに関しましては、一つは内閣府の方でも取り組んでおりまして、有識者会議の提言をいただいて方針を打ち出すといったことがございます。そういったことも踏まえまして、昨年11月14日に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から、ここに全体図がございまして、見直しの方向が示されまして、昨年12月に政府として各独立行政法人の所管の庁において、この見直しが決定されたものと承知しております。

その全体像は、この1枚目の図に示されているとおりでございまして、見直し前の56、これが平成16年と17年度末に中期目標期間を終了する法人でございまして、それらの法人につきまして統合等により42法人に減っている。それから、非公務員化といったことが進められまして、4法人を除きまして非公務員型の法人となった。公務員型として残ったものにつきましては、政治的中立性が求められるもの、あるいは広範な立入検査、つまり公権力の行使ですね、そういったものを行うものといったものが残っていると承知しております。

また、同じく先ほどお話がございましたが、16、17ではなくて、18、19年度に中期目標期間が終了するものについてはこれから見直しをしていくということになりますけれども、そちらの資料が9 - 4 - 2でございます。

9 - 4 - 2で、下の方に事務局の方で下線を引いてございますので、そちらの方をごらんいただければと思うのですが、平成18年度に目標期間を終了するものはもちろん見直すのですが、それに加えて、19年度末に終了する法人が31ございます。それらの法人につきましても、幾つかの法人につきましては前倒しで見直しを行って結論を得るという可能性があるということでございます。その過程におきましては、当然、政策評価・独立行政法人評価委員会としての見直しの方針を取りまとめるということでございまして、その前に、各所管の法人につきましても方針を検討し、また、この分科会におきましてもご審議をいただくという運びになると考えております。

もう一つの大きな動きといたしましては、市場化テストなどの市場化・民間開放の動きでございまして。そちらの資料が9 - 4 - 3、それから9 - 4 - 4と2つご用意させていただいております。

まず9 - 4 - 3でございまして、これは昨年12月に規制改革・民間開放推進委員会の方で出されました規制改革・民間開放推進に関する第2次答申の抜粋でございまして、少々引用が長くて恐縮でございますが、2ページ目の方をごらんいただければ、同じく下線を引かせていただいておりますけれども、独立行政法人統計センターの業務についても市場化テスト・民

間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る、と答申が出されております。私どもといたしましても、この答申を受けてどういった方策をとっていくべきか、有識者の検討会などを発足させるなどして検討を行い、またその結果につきましてはこの分科会でも別途ご審議をいただくといったことがあるかと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

また、今申し上げました市場化テストの枠組みでございますが、去る2月10日に、新聞にもいろいろと報道がなされておりましたが、市場化テストの枠組みの法案が閣議決定をなされまして、国会に提出されております。その枠組みを1枚で示したのが9 - 4 - 4でございます。

字が多くて大変恐縮でございますが、ポイントといたしましては、この法案が成立いたしました後に、右半分の上の真ん中に「内閣」という四角がございますが、この法案に基づきまして、公共サービス改革基本方針というものを政府として閣議決定をいたします。その中で対象業務の選定、それから関連する規制改革等の決定といったものがなされるということになります。したがって、統計調査についてどういった扱いがなされるかといったことも、この法案が成立した後に閣議決定に向けて政府として検討していくということになるということでございます。

また、非常に字が多い中で恐縮でございますが、下の方で、4、法令の特例というところをひとつごらんいただきたいのですが、そのうちの2つ目の白丸に、「今後、この法律に基づき、官民競争入札等の対象となる公共サービスの選定とあわせ、法令の特例を追加していくとことを予定」ということがございますが、統計調査等でも法令の特例が仮に必要というようなことがあれば、この閣議決定の策定にあわせまして、政府の中で法令の特例といったものも検討し、あわせて国会等に必要な法律を提出する等の措置をとっていくといった可能性があると思ひます。

以上のプロセスにつきましては、官民競争入札等監理委員会という第三者機関が設置されまして、それらのプロセスにそれぞれ関与するというふうな仕組みになってございます。このような仕組みを通じまして、市場化テストが行われるということでございます。非常に駆け足で恐縮でございますが、最近の独立行政法人をめぐる動きといたしましては以上でございます。

堀部分科会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問あるいはいろいろご意見もあろうかと思ひますが、いかがでしょうか。

篠塚分科会長代理 今、最後にご説明いただきましたチャートに書いてある9 - 4 - 4の資

料の一番最後のところに、4として法令の特例とありますが、最初の丸のところにある、官民競争入札等の対象になる公共サービスにつき、官でなければ実施できないとする法令等がある場合につき、特例を法案の中で規定するというような書き方になっていますが、統計センターの中で関係しているところでこういうものが幾つかあるのでございましょうか。それを教えてください。

柴沼企画調整担当補佐 市場化テストにどのような形で対応していくか、その内容によって法令の特例が必要かどうかも含めて今後検討してまいりたいと思っております。今の時点では、全く現行法の枠組みの中でできる範囲の措置で十分ということになるかもしれませんが、逆に、やはり何らかの法令の特例が必要といったことも出てまいる可能性はございます。その辺をあわせまして、今後我々としても検討したいというふうに考えております。

堀部分科会長 それはどのように検討をしているのでしょうか。

中川理事長 多分、篠塚先生のご質問はこの法案の中で規定されている特例でセンターに関係あるものはありますかということだと思っておりますけれども、それはございません。

柴沼企画調整担当補佐 その点につきましては、上の「第一弾」の特例」と書いてありまして3つ線を引っ張っておりますが、ハローワーク関連あるいは社会保険庁関連、それから住民票の写しの引き渡しなど、地方自治体での窓口業務の関連といったものが先ほど提出された法案の中では規定されております。

堀部分科会長 統計センターにつきましては既にいろいろ検討しているわけですね。

篠塚分科会長代理 しているはずですよ。

堀部分科会長 どのように行っているのでしょうか。

中川理事長 これは市場化テスト・民間開放という枠組みの中で、官民が競争入札する仕組みと、ある部分は民間に出すと決めてしまって、その部分を民間同士で競争入札をさせるという2つの仕組みがありまして、そのどちらかでどういうことができるかというのを今いろいろ検討を始めたところでございまして、まだ方向性は出ておりません。私どもといたしましては現在やっている業務を全部洗い出して、一つ一つ地道につぶしていかなければならない。今、その作業を始めたところでございます。

直感的に申し上げてどうかという気がするのですが、統計センターと民間が競争でやるという仕組みはなかなか考えにくいので、むしろ、ある部分民間に出せるものは出して、そこを競争入札にかけていくというような方式の方が合いそうだなという気はしておりますが、それも含めて今後検討するというところでございます。

衛藤統計局長 今、篠塚先生がおっしゃったことについて、要するに統計センターの方から見ればそのようなお答えですが、指定統計から見ると、指定統計は全部で56本。統計局が所管しているのが14本です。それをどう見るかという話なのですが、今回の市場化法案でいきますと、結局、国と地方自治体で実施するものは峻別されており、それぞれが状況を見ながら、俎上にのったものについて官民競争入札という方法で実施していきます。ですから、今度の法制でどうかというと、国は直轄でやっているようなもの、メール調査でやっているようなものであれば、直ちに今の法制でもできますし、今度の新法でもできるわけですが、新法の場合、先ほど申し上げたように国と地方で峻別している。

ところで、実際の指定統計、先ほどの国勢調査の実施に関する有識者懇談会においても話が出たのですが、従来の機関委任事務、今の法定受託事務というようなことで、結局、国の指定統計のタイプというか、主要なものは結局地方に実査で願います、それが法定受託事務になっているわけです。今回の市場化テストは先ほど申し上げたように峻別しているので、では

統計調査を市場化テストでどうするかというと、先ほどの峻別の考え方から結局各2,000弱の地方団体が個別に判断するようになってしまうということがございまして、その辺をどうするかという根本的な問題がございまして。結局、法案というのは、時間の関係もあり、その辺については少し改めて言いますが、状況を見ながら相談していきましょうというようなことが一応総務省と内閣府の法案提出の約書の間になっていまして、まさにどうするかというようなことは、状況を見ながら動いていくということです。

ただ、去年からの動きで、昨年12月12日に私も規制緩和の委員会に呼ばれ、公開討論も行い、その後、先ほどの閣議決定されたわけですが、総務省と内閣府の方で1年来の議論があり、差し当たり、何でもかんでも市場化というのは難しいでしょうと。やはり世帯調査、まして国勢調査のときも大変な苦労があったわけですから、それなら企業中心の小規模の指定統計ならできるのではないのと。では何があるのかという話で、ここ1年間やってまいりまして、個人企業経済調査、それから科学技術研究調査、科学技術研究調査は先ほど申し上げたメール調査ですから、直轄で行います。その2つについて市場化にかなうように、試験調査を実施することで今回予算要求が通りましたので、試験調査を行った上で、結果の検証を行ってまいります。その一方で、竹中大臣もおっしゃっているように、すべての指定統計を市場化テストにかけたらどうかというようなご意向もあったので、そういった竹中大臣の精神を踏まえ、全体につきまして、うちで所管している14本、また、政府全体の56本についても今後研究会を立ち上げて検討していこうという状況でございます。

佐藤委員 今、徐々に仕事を減らしていくというような形のとり方なのですが、逆に今年あたり、個人情報保護法ができていろいろな調査会社さんが逆に協力してもらえなくなってきたと、回答率がぐっと下がってきたと。それというのは、考え方を変えとこちらのビジネスチャンスかなという気がするんです。ですから、何が何でも対象にはならないかもしれないけれども、そういう反公的機関としてやってあげますと。全部をこちら側でやらなくてもいいと思うんですけれども、窓口を企画からやると、実行は民間の力を借りるとか、そういう検討の場があるのか、もしなければ、そういうことを検討されたいかがかなと思うんですけれども。

衛藤統計局長 まさに規制緩和の動きというのは、役所の人は従来からの業務独占的な意識でやっているのだろう、というところから始まっているのだと思います。結局、官がやるべきは、限定的に見て、官でしかできないものをやるべきであって、原則民であるというのが規制緩和なりの流れです。そういうことなので、ここ数年来、今おっしゃったように規制緩和の話としてビジネスチャンスが、いろいろあるはずだと。そういった知恵など、むしろ民間の方がたくさん持っているから、例えば社会保険の業務とか登記の業務とか、民間サイドの方からこういうビジネスチャンスがあるので規制改革を進めて欲しいといった要望があるとも聞いております。規制緩和の方の委員会は、黙っていてもこんなふうに手を挙げているところがあるんだからできるはずなんだ、役所はそんな心配することはないんだと、そういったスタンスがあって、なかなか役所と折り合いがついていないわけなのです。

ただ、統計について言えば、やはり先ほどのプライバシーの保護とか、いろいろな問題がございますので、のっけから民間に受けられるような市場が成熟しているかどうかの問題だと考えております。余り変なことを言うと全然認識が足りないなどと言われてしまうでしょうけれど、家計消費状況調査という民間委託で実施した調査があるのですが、昨年、お願いした民間会社において問題が出てきたというような、現実に困るような問題も起きています。ですから、そういったことを踏まえて、こちらとしては市場の成熟を待ちたいと考えております。新規の統計調査は、サービス業を概括的に把握する統計調査ですとか、話が出ているわけですが、その辺も調査の組み立てを含めて見ていかなければいけないのかなと、考えております。

堀部分科会長 いろいろご意見等もあろうかと思っておりますけれども、予定の終了時刻をかなりオーバーしていますので、本日の会議は以上で終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

なお、2月24日は午後1時から。

山邊情報管理専門官 はい、1時から3時でございます。

堀部分科会長 2号館の8階ですか。

山邊情報管理専門官 場所は8階の第一特別会議室でございます。

堀部分科会長 ということでよろしく申し上げます。

では、どうもありがとうございました。

(以上)